

医師の「麻薬施用者免許証番号」登録による院外処方箋への自動記載について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

麻薬を院外処方する場合は処方箋に以下の記載を行う規則があります。

処方箋の記載上の注意事項について

8「備考」欄について

- (2) 麻薬を処方する場合には、麻薬取締法 27 条に規定する事項のうち、
患者の住所及び麻薬施用者の免許証の番号を記載すること。

先日[1/4]、「年変わりによる医師の「麻薬施用者免許証番号」変更方法について（2019 年 1 月 4 日版）」をご案内させていただきました。

上記設定を行いますと麻薬を院外処方した場合、処方箋の備考欄へ「患者住所」「麻薬施用者免許証番号」が自動記載されます。記載例は以下のとおりです。

- ・オピオイド鎮痛薬（麻薬）「668110001：アンペック坐剤 10mg」を処方した場合の処方箋記載（例）

備 考	保険医署名（「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。）												
	患者住所：広島市中区大手町二丁目 11 番 10 号 麻薬施用者免許番号：123456789		← 自動記載されます										
		保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「✓」又は「×」を記載すること。） ☒ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供											
調剤済年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号									
保険在称保険名 薬局及び 薬剤師				公費負担医療の 受給者番号									

以上

※本資料は ORCAN（オルカン）にも掲載しており、URL（<https://orcan.jp/>）より参照可能です。